

大学の自治と学問の自由を攻撃する安倍内閣の大学政策 戦争法案とともに何が進んでいるか

蔵原清人（東京高等教育研究所所長）
（工学院大学名誉教授）

はじめに

現在のわが国の政治的焦点は、憲法違反の戦争法案が成立するか否かにあることはいうまでもない。7月14日の衆議院特別委員会では強行採決を行い、16日の衆議院本会議では与党だけの単独採決が行われ、参議院に回された。大幅な国会の延長ともあいまって、与党が必ずしも多数ではない参議院で成立しなかった場合には、「60日ルール」に基づいて衆議院で再可決すれば法案は成立するというもくろみがささやかれており、この夏、国民と安倍内閣との激しい争点となる。

この法案は自衛隊を海外に派遣して戦争に参加させるということに限らず、そもそもそうした派遣による戦闘参加が、憲法9条の禁じている「武力の行使」にあたり、それが憲法の許容する範囲だとする内閣の説明は条文の解釈上、全く不可能であること、さらにこれまでの憲法解釈を一内閣の裁量で変更することは立憲制の下では許されないことであることが、日に日に国民の間に広まっている。

実際にはこの戦争は、アメリカとの同盟によって求められるものであり、相手国から見れば日本の自衛どころか先制攻撃をかける行為であり、むしろ戦闘に巻き込まれる。これまでの日本が国際的に信頼されてきた戦争をしない国という「ブランド」は失って、国内外を問わずテロの対象となるだろう。若い人たちは、日本が戦争をしないよう、自分達が戦争に動員されないように戦争法反対の声を上げている。日本と世界の平和を守るために、人々の命を守るために、この戦争法案を成立させるわけにはいかない。

同時にこうした「熱い」対決の裏で、政府の主導する「大学改革」が進行していることにも注意を向ける必要がある。

1 政府のあからさまな反知性主義が明らかになる

戦争法案の審議のなかで6月4日に行われた参考人質疑では、自民党の推薦した参考人を含めて違憲が表明された。それについての政府の対応もめちゃくちゃであり、法案に照らして憲法の規定との整合性を考えたのであって違憲ではない、違憲とする憲法学者ばかりではなく違憲ではないという憲法学者も多いなどの発言が伝わっている。実際には名前を挙げてほしいとの求めに対して3人しかあげられなかったという。また学者は文言に拘泥するが、現実に必要な性を判断するのは学者ではなく政治家だといった発言が伝えられている。また自民党の勉強会では沖縄のマスコミをつぶせという発言がされた。

これらの発言は憲法9条に違反するだけでなく、立憲主義を否定する立場に立っていることを示している。立憲主義や法治主義とは憲法や法律の許す範囲で政治を進めることであり、そのぎ

りぎりの所は何かは条文に示された文章の解釈をもとに争うことになる。政治家が学者に超越して解釈権を保有していると発言することは、それ自体が専制政治の宣言であろう。

それは同時に学者の役割を否定し、その言動を侮蔑するものであるが、それを認めることになれば大学における憲法教育はどうなるのだろうか。そしてこれは単に憲法学には限らず、全ての学問についてもいえることになる。すでに原発の再開問題では地震学者の意見を否定する判断が行われようとしている。また住民の避難体制についても合理的な計画が立てられていない。オリンピックに向けた国立競技場の建設問題でも、建築家の意見を無視して膨大な税金を浪費する計画を進めようとしていた。これも専門家の意見を無視する格好の例といえる。

戦争法案の強行採決の結果、内閣支持率が急落したことを受けて人気回復のために国立競技場建設を白紙から検討しなおすことを急遽表明した。その際、国民の支持が重要であるとのべたが、それと戦争法案では国民の支持がないことを認識しながら強行することとの矛盾が一層明らかになっている。憲法は圧倒的国民の支持で制定されたものであり、それを守らないということは国民の意思を無視するという意味で許されない。また普天間基地の辺野古「移転」問題も度重なる沖縄県民の意思表示を無視して強行する姿勢を崩していない。

安倍首相は憲法改正をもくろみながら、国民の賛成を得られないとして手続きを規定する96条の改正の提起を断念したのであり、そのため、今回の様な憲法についての解釈変更を無理矢理進めようとしているのである。したがって主権者である国民の支持がないことを知りながら解釈改憲を進めようとすることは、この意味でも立憲主義に反する行為であるといわなければならない。

われわれにとって重要なことは、こうした立憲主義を無視し、反知性主義に立つ政治家が大学改革を進めていることにある。こうした動きを認めるならば憲法学をはじめ社会科学、人文科学のみならず自然科学も含めて、学問の成果が全面否定され、大学における教育も難しくなる。こうなれば、政策を賛美し、推進する研究だけが認められ、学問と大学を全面的に否定し戦争に動員することになる。

すでに国立大学等に対しては日の丸を掲げ、君が代を歌うことが求められた。国立大学の法人化によって自主的決定が可能になるという宣伝とは裏腹に、国家機関としてのあり方を要求するものである。すで研究費の配分などで競争的資金という理由で政策に対応する研究に予算を付けるなど恣意的配分が行われているが、内閣による「政治優先」の判断を許せば大学が政府の政策に一層左右されることになる。

2 全面的教育改革進行のもくろみ

こうした政府のもとで、教育改革が全面的に進行していることに注意を向ける必要がある。それについてはまず政策立案過程が国民から隔離されて進められていることを見る必要がある。

安倍首相は、2013年1月に教育再生実行会議を設置した。これは法律に基づかない「私的諮問機関」であるが、この提言に関してはパブリックコメントさえも行わず、この会議がまとめた提言が法律に基づく審議機関である中教審の審議を直接方向付けているのである。今日では中教審は教育再生実行会議でまとめられた政策の実施案を作成する役割に落とし込まれている。

教育再生実行会議は「提言」を立て続けにまとめている。この1年間を見ても次のようなものがある。

第五次提言 - 「今後の学制等の在り方について」2014年7月3日 学制の改革ということで義務教育等の期間を見直すほか、小中一貫教育や実践的な職業教育を行う高等教育機関の制度化、教員制度での改革を提唱している。また財政問題は「未来への投資」といいながら数値目標は出さず、高齢者向けの財源を減らして教育へ支出するという、世代間対立を広げる提言となっている。

第六次提言 - 「『学び続ける』社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」2015年3月4日 ここでは生涯学習取り上げているが、女性、高齢者、障害者、ニート等、貧困家庭、外国人などを含む「全員参加型社会」をめざすということである。これは国家総動員体制の現代版となろう。すなわち国民が自発的に「国家」の発展のために働くことが強調されよう。この一つとして「地方創生」への貢献があげられている。こうしたことを実現する教育政策とすることである。

第七次提言「これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について」2015年5月14日 これは、中教審の教育課程の基準等の改訂に関する審議(昨年11月20日諮問)を方向付けるものとなる。小中高の学習指導要領の大幅な改訂をねらうとともに大学における教育方法の大幅な改変をめざすものであり、それを推進する教員の資質について提起している。

第八次提言「教育立国実現のための教育投資・教育財源の在り方について」2015年7月8日 は、教育財源の在り方を取り上げながら真に教育予算を増額させる要求を出さず、教育への支出は投資であり、将来大きな額になって戻ってくるといっているに過ぎない。そのため民間資金に期待したり、消費税を教育に回すなどという提案でお茶を濁している。

これらの内、大学に直接関わるのは第五次提言の実践的な職業教育を行う高等教育機関の制度化、第六次提言の大学で社会人等が学習しやすいように改革することや地方創生のための貢献、第七次提言のアクティブ・ラーニングの推進や起業家精神の育成などがある。

3 中教審等での審議と政策の具体化

中教審での大学問題の審議は、2008年9月11日の「中長期的な大学教育の在り方について」の諮問以来継続していることに注意すべきである。

これについては2009年6月、8月、2010年1月、6月と、4回にわたって報告が出されているほか、2011年1月19日には、「第5期・中央教育審議会大学分科会の審議経過とさらに検討すべき課題について」を大学分科会として取りまとめた。また第6期の発足した2011年8月には再び「中央教育審議会大学分科会のこれまでの主な論点について」を大学分科会に提出している。この審議は、2012年3月26日に「審議まとめ」が出されパブリックコメントがされたが、同年8月9日に答申案を公表、その後8月28日に正式の答申となった。(諮問の対する最終答申かどうかは明らかではない。)この間、タイトルを始めかなりの点で修正されている(最終タイトルは「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」となった)ことは注目される。この答申は主として学部教育(答申では学士課程教育)についてのものであって、大学院に関しては「グローバル社会の大学院教育」として2011年1月31日に先行して答申されている。

この審議と並行して、2008年12月24日に「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」が諮問され審議されている。この諮問は大学教育に限ったことでは

ないので、別個に諮問されることはおかしくはないが、こちらは2011年1月31日に答申している。

昨2014年12月22日に中教審は2つの答申を出した。「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について～すべての若者が夢や目標を芽吹かせ、未来に花開かせるために～」と「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」である。

後者については、大学と関連する事項は大学の入学資格の見直しや編入学の柔軟化などがあるが主として小中一貫教育について検討している。前者は、これまでに入学者選抜が「画一的な一斉試験で正答に関する知識の再生を問う評価に偏ったもの」(11頁)などと決めつけ、パフォーマンス評価に基づく試験に変更するなど、大学教育の大幅な改変を求めている。今後の大学教育のあり方に大きな影響を与えるものとして十分な研究が必要である。すでに共通到達度確認試験の検討会議が始まっている。

なおこの諮問は、2008年8月28日に先に上げた「大学教育の質的転換」答申を受け取ったその場でされたものであり、まさしく切れ目のない審議となっている。

中教審の委員が交代して第9期が発足したが、4月14日には新たな2つの諮問がされた。「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方について」(初中局関係)と、「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保障の在り方について」(生涯学習局関係)の二つである。これはいずれも教育再生実行会議の第六次提言の具体化をねらっているものである。特に後者の諮問では、「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化」が含まれており、先に答申されたキャリア教育答申に関連するものといえる。ただしその答申から4年も立っているのはなぜか、検討が必要であろう。

キャリア教育の答申は2011年1月であったが、その後グローバル人材の養成が様々に審議されている(資料参照)。経済界からも様々な要求が出され、「大学教育の質的転換」答申はその中で2012年8月に出されているのである。翌2013年6月14日には日本再興戦略が閣議決定され、経済政策が確定した。それを受けて教育再生実行会議は10月から第五次提言の審議を始めている。そして第五次提言が2014年7月3日にまとまると、文部科学省は9月に「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議」を設置し、この「審議のまとめ」が今年2015年3月27日に発表され、4月14日に中教審に諮問されるに至ったのである。中教審の諮問は、ある程度有識者会議などで問題を整理してから諮問をする場合と、そういう準備がなく中教審で議論を積み上げていく場合があるが、この「新たな教育機関」については前者の仕方をとっていることに注目しておきたい。2011年から今年まで次に見るような財界を含む「関係方面」の調整を行ったとみられる。

4 経済界の要求はどこにあるか ひたすら人材育成を求める

この間、財界からは系統的に大学教育に関する提言が出されている。特に、日本経済団体連合会からはイノベーションに関わる提言が続いている。

グローバル人材の育成に向けた提言 2011年6月14日

科学技術イノベーションの推進に向けた重要課題 2011年10月18日

「イノベーション立国・日本」構築を目指して 2012年4月17日

科学技術イノベーション政策の推進体制の抜本的強化を求める 2013年1月22日

世界を舞台に活躍できる人づくりのために - グローバル人材の育成に向けたフォローアップ提言 - 2013年6月13日

イノベーション創出に向けた国立大学の改革について 2013年12月17日

次代を担う人材育成に向けて求められる教育改革 2014年4月15日

また、経済同友会も人材育成を中心に次のような提言を発表している。

『理科系人材問題解決への新たな挑戦』 論理的思考力のある人材の拡充に向けた初等教育からの意識改革 2010年6月28日

私立大学におけるガバナンス改革 高等教育の質の向上を目指して - 2012年3月26日

大学評価制度の新段階 - 有為な人材の育成のために好循環サイクルの構築を - 2013年4月3日

実用的な英語力を問う大学入試の実現を ~ 初等・中等教育の英語教育改革との接続と国際標準化 ~ 2013年4月22日

「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議」に対する意見 ~ 新たな高等教育機関には高い質を求める ~ 2015年2月27日

これからの企業・社会が求める人材像と大学への期待 ~ 個人の資質能力を高め、組織を生かした競争力の向上 ~ 2015年4月2日

こうした提言を受けて科学技術政策や経済政策の面でも人材育成政策がまとめられている。科学技術・学術審議会では国際戦略委員会で「今後新たに重点的に取り組むべき事項について ~ 激動する世界情勢下での科学技術イノベーションの国際戦略 ~」を2014年7月に、同審議会の人材委員会では、「第7期人材委員会提言中間まとめ」を2014年9月9日に発表した。さらに「我が国の中長期を展望した科学技術イノベーション政策について ~ ポスト第4期科学技術基本計画に向けて ~」(中間取りまとめ)(案)総合政策特別委員会が1月20日に発表された。これは副題にあるように2016年より始まる「ポスト第4期科学技術基本計画に向けて」のたたき台である。これも大学に対して大きな影響を与えることになる政策であろう。

「学術研究の総合的な推進方策について」(最終報告)2015年1月27日 学術分科会 が発表されたが、これは学術分科会会長の提起で取りまとめられたものである。

この他、文部科学省としては2013年11月の「国立大学改革プラン」につづいて、今年3月13日には「理工系人材育成戦略」を発表した。またこの6月4日には産業競争力会議で、厚生労働省と共同で「未来を支える人材力強化 ~ いつでもキャリアアップが可能な社会へ ~」をまとめ、ほかに下村文部科学大臣の名前で「日本創生のための教育改革」を提出している。文部科学省は6月8日に「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて」の通知をだした。この通知では国立大学の人文科学および教員養成等の学部の縮小・統廃合を進める方針を示したとして注目されたが以上見た施策を背景としていることに注意すべきであろう。

ついでに言えば、昨年11月より中央教育審議会では審議が始まっている次の学習指導要領改定の準備は、これら人材育成の要求を踏まえて初等中等教育で何を実現するかという観点から検討しているものであり、道徳教育をさらに強化するほか、教育内容をきちんと教育することよりも積極的な学習活動(アクティブ・ラーニング)を行っているかどうか、また評価もその視点から行うとして、これまでの教育実践を全面的に改変するねらいを示

している。

5 財界の身勝手な情勢解釈と教育観

こうした政策はいずれも人材育成問題に重点が置かれている。その考え方の枠組みは次のようにとらえることができるだろう。一言でいえば、大企業・多国籍企業の利益至上主義であり、国家をもそのために徹底して利用するという立場である。(イノベーションについては2013年7月のシンポジウムで報告しているので、参照されたい。「研究所ニュースレター」No.65 2013年8月30日)

日本は少子高齢化社会にむかっており、今後労働力不足となる。そのためには女性など新たな労働力の参入を図るとともに、労働力の質を上げる必要がある。このためには高等教育レベルの教育が必要になっている。

国際化の進展は避けられず、外国人とともに働くとともに人材評価が同じ基準で行われる。海外(多国籍企業)でも評価されるような国際的な労働力の質保障(証明)が必要である。特に英語が重要になる。

企業としては、国際競争でブレークスルーする画期的商品の開発が期待される。これは社会的に必要なかどうかというよりも、企業に利益をもたらすものである。

国際競争に勝ち抜くためには、経営の革新も必要である。コンピュータを活用し合理化を進めて生産性を高め、利益を上げることが重要だ。そのためには生産という本業ではなく、金融操作での利益でも良い。

さらに所得税や法人税を減税し、消費税などの大衆課税を行って、「公共事業」や宇宙開発、軍事産業の育成などに税金をつぎ込むべきだ。原子力産業もこうしたことの一部であって止めるわけにはいかない。政策立案の中枢に参与して、こうした方針を押しつけ、国家を徹底して利用しようとしている。教育の費用の支出はどうしても必要なことに限り、あくまでも受益者に負担させることを基本方針とする。

さらにこうした考え方は、次のようなきわめて特異な教育観に基づいていることを指摘しないわけにはいかない。

1) 大学を大企業・財界の思うように使う。社内教育ができなくなっている現状を踏まえて、大学などの学校教育がその肩代わりをする。大学にいうことを聞かせるために、代算などの財政面で絞り上げるとともに、「学長のリーダーシップ」を強調することで、財界の要求を大学がストレートに取り入れるようにする。企業と同じように上意下達でできるという思い込みがある。こうなれば全面的な軍事的利用も後一步に過ぎない。

2) 教育は計画を立てればそのまま実現するもの、実現しなければ誰かがサボタージュしているはずだという立場に立ち、教育を受ける者や教員の考え方、多様性や諸条件を全く無視する。教育の困難性や長期的な課題であることを考えない。教育を生産計画と同じように考えているのである。

3) 60年代にあった知識爆発論の再現である。それは現在知識が爆発的に増加しているので、それを全てフォローすることはできない。従って知識の方法論を獲得すれば正しい判断ができるようになるというものであった。現在の教育政策は具体的な知識を教えたくないという面とともに、方法論が身につけば適切な判断ができるという立場である。

4) 特に注目すべきは、これらの政策は教育の可能性を伸ばすという立場ではなく、「優れた才能」を「発掘」という視点に立っていることである。すなわち、「特に優れた才

能を有する人材を発掘する」「発達障害のある子供や不登校の子供・・・の中には、将来、大きく開花する可能性を秘めた、優れた才能を持つ者も」いる、などとのべている（教育再生実行会議第七次提言、2（4））。これらは、能力生得説の立場に立っていることを示している。すでに東京大学で先導的な「異才発掘プロジェクト」が始まっているが、どうい能力を持っているか分からない多くの者に広く教育をするのではなく、能力のある者を見つけて集中的に教育すれば経済的だというのであろう。

5) こうした考えからは、一般大衆の教育と特別な能力を持った者の英才教育を分け、複線型教育体系をめざすという結論に帰結する。現在ある中高一貫校に加えて小中一貫校を認めるなら、中学校は2種に分かれる。中高一貫校に入学する者のためには小学校も2分しなければならない。また中高一貫校に入学できなかった者はそうでない高校に入学することになる。こうして小学校から高校までの教育を2つに分けることになる。さらに現在検討されている、高度な職業教育を行う学校を高等教育機関として大学と同等に置くという考えは、高等教育(大学)までも2つに分けるという主張となる。

こうした政策は日本の大企業・多国籍企業のおせりを表しているのかもしれない。国際競争に伍していくといいながら、その実はかなり劣勢に置かれているのではないだろうか。それを取り戻そうとするおせりであり、他面ではそのことが根深いアメリカ追従の政策をとることで少しでも利益を上げたいと考えているのであろう。これらについては専門の方が経済面から解明してくださることを期待している。シャープの様な大企業が転落するのみならず、東芝の粉飾決算にいたってはという言葉もない。国際的にも様々な圧力がかかっているのであろうが、大企業・多国籍企業として生き残るためには、いずれにしても日本の教育をなんとしても自分達の役に立つように支配下に置くことが不可欠と考えているのである。

しかしながら現代社会の到達した原則と現代教育学が解明した教育の諸法則を無視して恣意的な方針を押しつけても、「改革」は成功しないだろう。こうした教育政策が実施されればされるほど、問題が深刻になっているのではないだろうか。大学の多忙化は深刻であり、研究の時間がますますとれなくなっている。大学が動かないからといって、教育上のことでもますます細かい点まで政府が方針を決め、それを押しつけるようになっている。その実施を予算を支給するための条件にするようにしているが、その内実の空洞化が進むのではないか。また特定の事業や研究に巨大な財源を投入するという方式は必然的に予算の不適切な使用や不正を呼ぶことになる。こうしたはじめのくろみと裏腹の結果がもたらされていることは、ひとえに大学の自治に基づく自主的判断によって運営をさせないことの表れである。それによって教職員の創意や積極性がむしろ失われているのである。しかし権力的思考の持ち主はそれを改めることはできないだろう。その点でも安倍内閣を退陣させ、現在の教育政策、大学政策を大きく変更させることが必要であろう。

おわりに - 現代社会の大原則にたって未来を拓こう

現代社会の大原則は人間の尊厳の尊重と平和と平等の保障であり、全ての国民・市民が安心して生活することができるようにすることは政治の責任である。政治は貧富の差を縮小する所得の再配分を主導しなければならない。国際化の進展は諸国民・民族相互の理解と協力・協同を進めることを求めている。国民・市民はだれでも等しくその能力を伸ばし、自発的に、また各人の興味関心や個性にしたがって社会に参加することができるようにな

った。そのことが社会をより豊かに、多彩に発展させることを可能にしているのである。

こうした現代社会の原則 = 可能性をどのように実現するか、その方策を明らかにすることが現代科学に課せられた課題であろう。教育の面でいえば、全ての人間は基本的に同じ素質を持っており人間として発達する可能性を秘めていることが科学の発展の中であきらかになっている。現代の教育は教育を受けるものに様々な知識を教授し経験させる機会を豊かにあたえることで、各人の個性にあった発達を遂げさせることを目的としている。そのことにより新たに生まれた子ども達が社会の立派な担い手として発達することをめざるのである。各人はその生まれ生活してきた環境やその他の様々な要因から多様なプロセスをたどって発達するのであり、その興味・関心・適性などに対応して現実可能な最大限の発達を実現させることが教育の専門家としての教師の役割なのであって、単に子どもに知識を伝え訓練すればいいのではない。

大学は大学人の自主的な判断に基づいて自由な研究・教育を行うことで将来社会のさまざまな必要に備える意味を持っているのであり、その働き手を育てている。そのためにも学問は現代の人類学的課題に積極的に取り組むべきである。その探求が制約なくでき、その成果を教育できる組織は社会の中で大学においてほかにはない。そのためには（競争的資金があること自体を否定しないとしても）基盤となる基礎的な経費が十分保障されるべきである。

戦争は、教育によって学んだことを将来に生かすということを否定している。学んだことを生かす機会が奪われるからである。将来に生かすということはその将来において生きていて役立てることである。国際問題を戦争ではなく、平和的な交渉によって解決することは、2度の世界大戦を経た現代社会、すなわち人類の教訓であるというべきである。このためには、経済や権力、軍事などの力の論理（力の論理は理解ではなく力によって結論を押しつけることになる）ではなく、客観的な研究によって問題の所在、原因や解決の仕方を解明し、それを互いが納得したうえで解決をはかるということである。それぞれの歴史的立場や考え方が異なって認識が一致していない場合がしばしばあるが、互いが納得できるように問題を整理することが必要であろう。学問とはそのためにこそあるし、大学は学生たちとともにそのような研究を進めるとともに、その成果を若い人に伝え、自ら実行したりさらに発展させる働き手となるよう教育する場である。

だからこそ、大学は力によって支配される場であってはならないのである。学問の自由と大学の自治はそうしたことを保障する制度であり精神である。学問の自由と大学の自治は戦争という力の論理とは相容れない。

これらの原則は、必ずしも社会一般の通念となっているとはいえないかもしれない。だからこそこれらの原則の理解を広めていくことが必要ではないか。学問の責任として事実を踏まえて説得的に説明していくことが求められていると思う。

ところで6月4日、衆議院で18才選挙権が可決された。参議院の審議を経て来年の参議院選挙から適用の予定である。それに対応した教育が大学でも必要になっている。すでに学生たちの行動は戦争法案反対でも大きく盛り上がっている。そうした自主的な行動が日本の未来と学問の自由・大学の自治を支える力となる。それが教職員の行動とあいまって、「教授会の自治」を支援する力となるだろう。われわれ大学人は知性への信頼を高めること、そして学問が信頼に足るものであることを、教育を通じた学問自身の研究によって証明することが必要とされているのではないだろうか。